

総合医療情報システム更新業務委託
一般競争入札（総合評価方式）実施要領

令和8年10月

近江八幡市立総合医療センター

1. はじめに

本要領は、総合医療情報システム更新に係る事業者の選定にあたり、総合評価方式による一般競争入札を行うため必要な事項を定める。

2. 目 的

安全性が保証された質の高い医療を維持しつつ、業務の効率化とコストの最適化を図るため、近江八幡市立総合医療センター（以下「当院」という。）が掲げる基本方針に最も合致し、限られた期間と予算の中で円滑かつ満足度の高い更新が実現できる事業者を選定するため、幅広く事業者から提案を募り、価格および技術力を総合的に評価できる総合評価方式による競争入札により業者選定することを目的とする。

3. 事業の概要

- (1) 事業名称 総合医療情報システム更新業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 10 年 1 月 31 日まで

4. 参加事業者の条件等

入札参加事業者は単独の企業又は契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、次の要件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ウ 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）

エ 本業務の落札決定の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

オ 証明日現在において全ての税の滞納がないこと。

カ 400 床以上の病院において、医療情報システムから医療情報システムへの新旧更新に関する更新業務の受託実績があること。

キ コンソーシアムについては、次の要件を満たすこと。

（ア）コンソーシアムに参加する全ての企業は、上記アからオを満たしていること。

（イ）代表企業は上記カを満たしていること。

5. 一般競争入札（総合評価方式）参加資格の確認等

一般競争入札（総合評価方式）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について、必

要書類を添付し、次のとおり提出すること。提出方法は持参のみとし、郵送又は電送での提出は受付けない。受付期間中に提出されない場合は入札に参加できない。

- (1) 入札に参加する者に必要な参加資格を審査し、参加資格を有すると認めた者を入札参加対象者とし通知する。
- (2) 入札参加資格があると認めた者が、つぎのいずれかに該当することになったときは、改めてその旨を通知する。
 - ア この入札に参加する資格を欠くこととなったとき。
 - イ その他この入札に参加させることが不適当と事業管理者が認めたとき。
- (3) その他
 - ア 申請書等は、別添様式により作成すること。
 - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、競争参加資格の審査のみに使用する。
 - エ 提出された申請書等は返却しない。
 - オ 提出期限以降の申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

6. 応募手続き

事業実施のスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（平成 23 年法律第 178 号）に規定する休日には行わない。

募集要領等の公表	令和 8 年 10 月 8 日(木)
募集要領等の配布	令和 8 年 10 月 8 日(木)
募集要領等に関する質問の受付	令和 8 年 10 月 8 日(木)から 10 月 15 日(木) 午後 5 時締切
募集要領等に関する質問に対する回答	令和 8 年 10 月 20 日(火)
申請書の受付	令和 8 年 10 月 8 日(木)から 10 月 28 日(水) 午後 5 時締切
申請書の結果通知	令和 8 年 10 月 30 日(金)
応札技術仕様書及び入札書等の受付	令和 8 年 11 月 2 日(月)から 11 月 17 日(火) 午後 5 時締切
総合評価（技術審査および価格審査）	令和 8 年 11 月 30 日(月)
決定通知	令和 8 年 12 月 7 日(月)（予定）
契約締結	令和 8 年 12 月下旬
契約工期	令和 9 年 1 月 1 日～令和 10 年 1 月 31 日（予定）

(1) 応募書類等の公表及び配布

実施要領等の公表及び配布を近江八幡市立総合医療センターホームページにて、次のとおり行う。

① 公表及び配布期間

令和 8 年 10 月 8 日（木）

② 配布資料

- a) 実施要領
- b) 仕様書
- c) 様式集

d) その他資料（システム概要図等）

※ なお仕様書上で、「○」＝必須項目、「●」＝加点項目を表している。

③ 実施要領等の配布

当院のホームページよりダウンロードすること。

<https://www.kenkou1.com/>

(2) 実施要領等に関する質問

① 受付期間

令和 8 年 10 月 8 日（木）から令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 5 時締切

② 提出先

近江八幡市立総合医療センター 情報管理課

③ 質問の提出方法

質問書（様式 1 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、「7. 問い合わせ先」の電子メールへ提出すること。

※メールタイトルを「システム更新質問書（会社名）」とし、「7. 問い合わせ先」へ電話でメールの受信の確認を行うこと。（電話の時間帯は原則、平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 質問に対する回答

① 回答方法

当院のホームページに掲載する。

<https://www.kenkou1.com/>

② 回答日

令和 8 年 10 月 20 日（火）（予定）

(4) 申請書等の提出

入札参加希望事業者は、次により提出すること。

① 提出期間

令和 8 年 10 月 8 日（木）から令和 8 年 10 月 28 日（水）午後 5 時まで

② 提出先

近江八幡市立総合医療センター 情報管理課

③ 提出書類

- | | |
|-------------------|-----|
| a) 申請書(様式 2 号) | 1 部 |
| b) 事業者概要書(様式 3 号) | 1 部 |
| c) 受託実績一覧(様式 4 号) | 1 部 |

受託実績一覧作成上の注意

ア) 過去 5 年間の、日本国内の病院における、提案する電子カルテシステム導入実績及び導入予定(契約済)を記載すること。

イ) 記載は 400 床以上の病院の実績に限定し、医療情報システムから医療情報システムへの新旧更新に関する更新業務の受託実績が分かるように記載すること。

- | | |
|-----------------------|-----|
| d) 納税証明書（写）（発行官公署の様式） | 1 部 |
|-----------------------|-----|

(ア) 下表で該当するものを提出すること。

個人	市内に本店・支店・営業所等がある者	Ⅰ 「国税に未納がないこと」を証するもの Ⅱ 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの Ⅲ 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	上記以外	Ⅰ 「国税に未納がないこと」を証するもの Ⅱ 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの
法人	市内に本店・支店・営業所等がある者	Ⅰ 「国税に未納がないこと」を証するもの Ⅱ 「滋賀県税に未納がないこと」を証するもの Ⅲ 「近江八幡市税に未納がないこと」を証するもの
	上記以外	Ⅰ 「国税に未納がないこと」を証するもの。 Ⅱ 「都道府県税に未納がないこと」を証するもの

(イ) 発行日が公告日から 3 箇月以内に発行された証明書であること。

(ウ) 国税の納税証明については、以下の項目について未納がないことを証明できるものを提出すること。

法人の場合：「法人税」「消費税及び地方消費税」（その 3 の 3）

個人の場合：「申告所得税」「消費税及び地方消費税」（その 3 の 2）

(エ) 都道府県税について、委任先の事業所にて登録する場合は委任先事業所の所在する都道府県発行の納税証明書を提出すること。

納税証明書の証明事項は「都道府県税に未納（滞納）がないこと」とする。

都道府県により名称等が異なるので所管の都道府県税事務所等に問い合わせること。なお、「都道府県税に未納（滞納）がないこと」を証明する納税証明書が発行されない都道府県については、直近の 2 年度分の「法人県（都道府）税」「法人事業税」の納税証明書の提出で可とする。

(オ) 近江八幡市税については、収納・債権対策課にて証明を受けること。

e) 登記簿謄本

発行日が公告日から 3 箇月以内の原本又は写しを提出 1 部

f) 印鑑証明書

発行日が公告日から 3 箇月以内の原本又は写しを提出 1 部

g) その他

コンソーシアム協定書の写し（任意様式） 1 部
（コンソーシアムでの参加を行う場合）

④ 提出方法

持参のみとし、郵便又は電送での提出は受け付けない。なお、いかなる理由においても提出期限後の提出は受け付けない。また、分割提出は認めない。

(5) 参加資格確認結果の通知

入札参加希望事業者に対し、参加資格の確認の結果を、入札参加資格確認結果通知書により通知する。

① 通知日 令和 8 年 10 月 30 日（金）

② 通知方法 郵送またはE-mail

(6) 応札技術仕様書等の提出

① 提出期間

令和 8 年 11 月 2 日(月)から令和 8 年 11 月 17 日(火) 午前 9 時から午後 5 時まで

② 提出先

近江八幡市立総合医療センター 情報管理課

③ 提出書類

番号	様式番号	提出書類の名称	規格	紙	電子媒体
(a)	—	応札技術仕様書 (加点項目提案書を含む)	A4 縦	正本 1 部 副本 10 部 未成本 1 部	1 枚
(b)	様式 6 号	運用費概算見積	A4 縦	正本 1 部	
(c)	自由様式	運用費見積内訳書	A4 縦横自由	正本 1 部	

※ 提出する全ての内容を含んだ電子媒体（CD-ROM 等）も併せて提出すること。

※ 応札技術仕様書の加点項目について、内容等について提案を行う場合は、項番を記載のうえ、簡潔にまとめた提案書を添付のこと。様式は問わない。

④ 作成要領。

a) 応札技術仕様書作成上の注意

仕様書各項目に対する対応可能性（実現性）について、Excel ファイル内（各項目の右隣のセル）に、次の区分で記載すること。記載した記号を補足するものとして、記号記載のセルの右隣の欄に、説明を記載すること。記号と説明が矛盾していると考えられる場合でも記号を優先するため、契約後は記号の内容を遵守すること。

○：パッケージの機能をベースに、システムによって仕様を全て実現する。

（標準機能での対応・オプションでの対応・カスタマイズでの対応をすべて含む。費用は見積に含む。）

△：パッケージの機能をベースに、システムによって仕様を一部実現する。

（標準機能での対応・オプションでの対応・カスタマイズでの対応をすべて含む。費用は見積に含む。）それ以外の部分については、当院の不都合を回避できる方法が、他院事例をもとに具体的に示されている。

×：システムによる対応が不可能である。運用変更など、当院の不都合を回避するための解決方法が別途提案されている。

b) 運用費概算見積作成上の注意

ア) 積算にあたっては、各部門システム別に年度ごとの内訳（ハードウェア・プログラムプロダクト、パッケージ、SE 費用）ごとの経費を記載し、各積算項目の明細については、運用費概算見積内訳書へ適宜記載すること。

イ) 見積の積算対象期間は、契約日から令和 15 年 1 月 31 日までとする。

ウ) 消費税抜きの金額で記載すること。

c) 運用費概算見積内訳書作成上の注意

ア) 運用費概算見積の内容を可能な限り詳細に記載すること。

イ) 消費税抜きの金額で記載すること。

⑤ 提出方法

持参のみとし、郵送又は電送での提出は受け付けない。なお、いかなる理由においても提出期限後の提出は受け付けない。また、分割提出は認めない。

(7) 参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式 7 号）を提出すること。

7. 入札方法等

入札は総合評価方式による一般競争入札で行う。

入札書および入札書内訳書は、応札技術仕様書等の提出時に提出すること。

(1) 入札書の作成方法

① 入札書は、入札書（様式 5）により作成し、「会社名」、「業務名」、「提出日」及び「入札書在中」を記載した封筒に糊付けで封緘し、継ぎ目の全箇所に入札企業の使用印を押印すること。なお、封筒のサイズは角 2 とし、中が透けて見えないようにすること。また、入札書の日付については提出日とすること。

② 入札書作成上の注意

ア) 積算にあたっては、各部門システム別に内訳（ハードウェア・プログラムプロダクト、パッケージ、SE（標準・想定カスタマイズ）、データ移行ごとの経費を記載し、各積算項目の明細については、入札書内訳書へ適宜記載すること。

イ) 基本ソフトウェア等の記載漏れがあった場合には、入札書金額の中でシステムに必要な基本ソフトウェアを調達できるものとして提案したものとみなす。

ウ) 入札価額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜金額）を記載すること。

(2) 入札書内訳書の作成方法

ア) 入札書の内容を可能な限り詳細に記載し、「会社名」、「業務名」、「提出日」及び「入札書内訳書在中」を記載した封筒に糊付けで封緘し、中が透けて見えないようにすること。

入札書の日付については提出日とすること。

イ) 消費税抜きの金額で記載すること

(3) 入札保証金及び契約保証金は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 の規定に基づき免除とする。

(4) 入札の辞退

入札書等を提出した後は、入札を辞退することができない。

(5) 入札の無効

- ① 本実施要領に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者、6(6)の提出資料を提出期限内に提出しない者の提出した入札書は無効とする。
- ③ 所定の様式によらず押印がないもの。
- ④ 入札書の記載内容に重大な誤りがあるもの。
- ⑤ 入札書記載の金額の不明確なもの。
- ⑥ 入札書記載金額を訂正したもの。
- ⑦ 競争参加者（代理人を含む）の氏名（法人の場合は、事業者名及び代表者氏名）が判然としないもの。
- ⑧ 誤字・脱漏・汚染・塗抹等により大切な文字の不明確なもの。
- ⑨ 明らかに談合によると認められるもの。
- ⑩ 談合情報等に関する事情聴取を求めた際、それに応じない者が提出したもの。
- ⑪ 談合等の事実がないことを確認する書面の提出を求めた際、それに応じない者が提出したもの。

(6) その他

- ア 入札書等の作成ならびに提出に係る費用は提出者の負担とする。
- イ 提出された入札書等は返却しない。
- ウ 提出期限以降の入札書等の差し替え及び再提出は認めない。

8. 開札方法等

- (1) 入札書は、総合評価（技術審査および価格審査）時に開札する。

日 時：令和8年11月30日（月）

9. 落札者の決定方法（総合評価落札方式）

- (1) 本実施要領に従い、書類及び資料を提出し、参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たした者で、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者であり、かつ、仕様書で指定する性能、機能及び技術等の要件のうち、必須とした要求要件を全て満たしている提案した入札者の中から、「総合評価基準」で定める総合評価の方法で最も高い評価を得た者を落札者とする。ただし、①入札した価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、②契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 上記（1）の算出で得た数値の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の最も高い応札技

術仕様書を提出した入札者を落札者とする。

- (3) 上記 (2) において応札技術仕様書の技術点が同点の者が 2 者以上であるときは、当該入札者にクジを引かせて落札者を決定する。実施日等については別途連絡を行う。

(4) 評価点の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、競争参加者が提出した技術提案に関する資料に基づき算出した評価の合計（以下「技術点」という。）に当該競争参加者の入札価格を次に掲げる数式により算出した数値（以下「価格点」という。）を加えて得た評価点をもって行う。

評価点＝価格点＋技術点（評価点は小数点第 5 位以下の数値を切り捨てる）

価格点＝ $2200 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

技術点＝（必須項目：1100）＋（加点項目：1100）

加点項目＝（加点項目 A（技術）：900）＋（加点項目 B（保守費）：200 点）

(5) 技術点の算出方法

仕様書の必須項目を全て満たした場合に基礎点（1100 点）を付与し、各加点項目について当院が定めた基準に従い採点した点数（最大 1100 点）を加算した合計点（最大 2200 点）を技術点とする。なお、仕様書の必須項目を満たさない提案は失格とし、技術点の評価対象としない。

10. 結果の公表

(1) 結果の公表

結果については、参加事業者全員に通知する。また、当院ホームページにおいて公表する

(2) 再公告

落札者が得られない場合は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 6 に基づき再公告による再入札を行う場合がある。

11. 入札に関する問い合わせ先

近江八幡市立総合医療センター 情報管理課 担当：吉田、城下

住所：〒523-0082 滋賀県近江八幡市土田町 1379 番地

TEL：0748-33-3151

E-mail：030212@city.omihachiman.lg.jp 及び jyouhou2@kenkou1.com